

**令和5年度国内立地推進事業交付要綱、実施要領及び
『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表**

令和5年9月末現在

1. 基金の概要

基金(事業)の名称	環境対応車普及促進基金(国内立地推進事業)
法人名	一般社団法人環境パートナーシップ会議
基金額(国庫補助金相当額)	295,000百万円(295,000百万円)
基金事業の目的	供給網(サプライチェーン)の中核分野となる代替が効かない部品・素材分野と我が国の将来の雇用を支える高付加価値の成長分野における生産拠点に機械設備等を新增設する企業に対し、国内立地推進事業としてその経費の一部を補助することにより、企業の我が国における立地環境の改善を図りつつ、国内への新たな投資を促進し、雇用を維持・創出する。
基金事業の概要 (見直し対象となる融資等業務(※1)を行っている場合は、その概要)	東日本大震災を契機に、生産拠点を日本から海外に移転するなど、産業の空洞化等が加速することにより、日本経済の再生、さらには被災地の復興を妨げる懸念が拡大。本事業は、こうした懸念に対する対応策の一つとして、措置されたもの。供給網(サプライチェーン)の中核分野となる代替が効かない部品・素材分野と我が国の将来の雇用を支える高付加価値の成長(事業)分野の事業者が、国内で設備投資を行う費用について、大企業の場合は1/3、中小企業の場合は1/2、中小企業等グループに属する中小企業又は産学官連携による場合は2/3を上限に補助する制度。案件採択に際しては、被災地に直接投資をする案件又はサプライチェーンを通じた被災地への波及効果が見込まれる案件であることが必須の要件となっている。
基金事業を終了する時期	【基金事業の終了予定時期】平成27年3月までに設備投資に対する補助事業が終了した後、補助事業者から収益状況・雇用状況等の報告が終了するまで(令和7年3月) 【基金事業の新規申請受付終了時期】平成24年度
次回の見直し時期	-
基金事業の目標	補助金による国内投資の誘発

2. 見直し結果

項目	講ずる措置
実施した見直しの概要 (平成18年8月15日閣議決定、平成20年12月24日行政改革推進本部決定における措置内容等(※2))	「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」等に適合するよう見直しを実施
目標達成の評価	経営環境の変化等により、投資計画の変更を迫られ、やむなく補助金を辞退する案件も出てはいるが、全ての案件が、平成26年度までに補助事業期間を終了し、着実に設備投資が進んでいる。
基金の保有割合	1.00
基金の保有割合の算出	保有割合 = ①218,986,615円 / (②73,712,971円 + ③145,273,644円) ①令和5年3月末時点の基金残高 ②事業完了するまでに必要となる補助額等 ③国庫返納額
使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果	使用見込みの低い基金等の該当の有無 有 ・無 [有の場合]該当する理由:『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』(H18年8月15日 閣議決定)3.(4)ア①/エに該当する。
その他	-

3. 運用方法

科目	当該運用資産を選択している理由	金額(単位:百万円)
預貯金	資金の安全性と資金管理の透明性が確保されるため。	219
短期・長期信託		-
有価証券		
国債	-	-
政保債、地方債	-	-
その他社債等	-	-

4. 執行状況

(単位:百万円)

		令和4年度	令和5年度見込み
収入	国費	0	0
	国費以外		
	出資等	0	0
	運用収入	0	0
	その他	143	0
	前年度繰り越し	632	219
	(マイナス)返納額	532	145
	合計(a)	244	74
(事業費等) 支出	事業費(交付額)	0	0
	管理費(※支出先は当法人及び事務局)	25	31
	合計(b)	25	31
基金残高(a-b)		219	43
出資残高		0	0
貸付残高		0	0
債務保証残高		0	0

<交付額等>

(単位:百万円)

	24年度
交付決定件数	480
交付決定額	282,028

※1「見直し対象となる融資等業務」とは、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)第14条第3号に該当する融資等業務をいう。

※2「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成18年8月15日閣議決定)、「補助金等の交付により造成した基金の見直しについて」(平成20年12月24日 行政改革推進本部)